



令和 2 年 1 月 31 日

各市町介護保険担当課長 様

広島県健康福祉局医療介護保険課長
広島県健康福祉局医療介護計画課長
広島県健康福祉局被爆者支援課長

介護支援専門員によるアセスメントに係る被爆者健康手帳の
有無の確認等について（依頼）

広島県内の原爆被害者団体から、別紙のとおり居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの介護支援専門員等によるアセスメントに係る原爆被爆者への配慮について、要望がありました。

市町におかれましては、被爆地である本県の特性に御理解をいただき、①各居宅介護支援事業所等が使用している国の課題分析標準項目に基づくアセスメントシートの「利用者の被保険者情報」に、被爆者健康手帳の有無に関するチェック欄の追加等による被爆者であるかどうかの確認及び、②利用者の状態に応じた被爆者援護制度の活用促進など、被爆者支援の視点に立ったケアマネジメントに努めていただくよう事業者等への指導をお願いします。

また、他の公費対象制度や福祉制度等の対象の有無についても確認していただくなど、アセスメントの不足により、利用者の不利益となることのないよう事業者等の指導をお願いします。

被爆者援護制度については、別添「広島県の原爆被爆者援護事業のご案内」を参考としてください。

医療介護保険課 介護保険者支援グループ
電話 082-513-3207 (ダイヤルイン)
(担当者 飯島)

医療介護計画課 介護推進グループ
電話 082-513-3206 (ダイヤルイン)
(担当者 雛田, 来間)

被爆者支援課 被爆者・毒ガス障害者手当グループ
電話 082-513-3115 (ダイヤルイン)
(担当者 小笠, 西岡)



2020年1月15日

広島県知事 湯崎英彦 様

広島県原爆被害者団体協議会
理事長 坪井 直
広島市中区大手町3-13-25
広島平和会館内

広島県原爆被害者団体協議会
理事長 佐久間邦彦
広島市中区堺町1-2-9
貴志ビル203号

原爆被害者相談員の会
代表 三村 正弘
広島市中区大手町5-16-18
大手町パルビル4階
Tel.090-7375-1211

介護保険の中で被爆者の権利を 保障させるための要望書

現在、広島県の実爆被爆者は66,025人(内、広島市47,632人)で、平均年齢は広島市82.16歳、広島市を除く広島県内の平均年齢は84.52歳となっています。今や被爆者にとって医療、介護問題は大きな課題となっています。とりわけ介護問題は身体の不自由な高齢被爆者にとっても家族にとっても深刻な生活課題です。しかし、介護保険のケアマネジメントの中で、原爆被爆者(原爆被害は、からだ、こころ、くらしの被害の総体の被害であり、終わらない被害である)という視点での支援が欠如し、被爆者援護制度の活用も適切に行われていないことが12月8日に開催した原爆被害者相談員の会主催のシンポジウム「現在の被爆者の生活課題と今後の支援～被爆75年を前に考える」で明確になり、ここに貴台に要望することになりました。下記の点について改善されますように要望いたします。

記

1. 介護サービスの課題分析標準項目の中に被爆者健康手帳の有無を含めるとともに、原爆被爆者という視点でケアマネジメントを行うこと。

「介護サービス計画者の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日 老企第29号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の別紙4の(別添)課題分析標準項目の基本情報に関する項目の[3]利用者の被保険者情報の項目の主な内容(例)では、「利用者の被保険者情報(介護保険、医療保険、生活保護、身体障害者手帳の有無等)について記載する項目」に「被爆者健康手帳の有無」を挿入するよう厚生労働省老人福祉局企画課へ要望すること。それまでは広島県として各市町の介護サービスの基本情報項目に「被爆者健康手帳の有無」の項目を入れ、原爆被爆者の視点でケアマネジメントを行うよう指導すること。

2. 介護保険の訪問介護利用における原爆介護手当の活用など、被爆者援護制度の内容を介護支援専門員に周知、徹底させること。

広島県の要介護者は増加しているにもかかわらず、原爆介護手当を利用している被爆者は減少している。被爆者健康手帳所持者の減少が影響していると思われるが、被爆者も一般高齢者と同様に要介護者は増加しているので、原爆介護手当の利用者が減少しているのは被爆者及び介護支援専門員などに周知されていないためと思われる。それを改善させるために「原爆被爆者とは、被爆者援護制度の内容」などの講座を介護支援専門員の実務研修や更新研修の中で行い、原爆介護手当の利用について周知、徹底させること。

以 上

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日 老企第29号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の別紙4の別添

（別添）

課題分析標準項目

基本情報に関する項目

No	標準項目名	項目の主な内容（例）
1	基本情報（受付、利用者等基本情報）	居宅サービス計画作成についての利用者受付情報（受付日時、受付対応者、受付方法等）、利用者の基本情報（氏名、性別、生年月日・住所・電話番号等の連絡先）、利用者以外の家族等の基本情報について記載する項目
2	生活状況	利用者の現在の生活状況、生活歴等について記載する項目
3	利用者の被保険者情報	利用者の被保険者情報（介護保険、医療保険、生活保護、身体障害者手帳の有無等）について記載する項目
4	現在利用しているサービスの状況	介護保険給付の内外を問わず、利用者が現在受けているサービスの状況について記載する項目
5	障害老人の日常生活自立度	障害老人の日常生活自立度について記載する項目（※ 次ページ参照）
6	認知症である老人の日常生活自立度	認知症である老人の日常生活自立度について記載する項目（※ 次ページ参照）
7	主訴	利用者及びその家族の主訴や要望について記載する項目
8	認定情報	利用者の認定結果（要介護状態区分、審査会の意見、支給限度額等）について記載する項目
9	課題分析（アセスメント）理由	当該課題分析（アセスメント）の理由（初回、定期、退院退所時等）について記載する項目

課題分析（アセスメント）に関する項目

No	標準項目名	項目の主な内容（例）
10	健康状態	利用者の健康状態（既往歴、主病、症状、痛み等）について記載する項目
11	ADL	ADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等）に関する項目
12	IADL	IADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する項目
13	認知	日常の意思決定を行うための認知能力の程度に関する項目
14	コミュニケーション能力	意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーションに関する項目
15	社会との関わり	社会との関わり（社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等）に関する項目
16	排尿・排便	失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度などに関する項目
17	じょく瘡・皮膚の問題	じょく瘡の程度、皮膚の清潔状況等に関する項目
18	口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目
19	食事摂取	食事摂取（栄養、食事回数、水分量等）に関する項目
20	問題行動	問題行動（暴言暴行、徘徊、介護の抵抗、収集癖、火の不始末、不潔行為、異食行動等）に関する項目
21	介護力	利用者の介護力（介護者の有無、介護者の介護意思、介護負担、主な介護者に関する情報等）に関する項目
22	居住環境	住宅改修の必要性、危険箇所等の現在の居住環境について記載する項目
23	特別な状況	特別な状況（虐待、ターミナルケア等）に関する項目

(参考)

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

西曆	和曆	広島県		広島市		県市合計		比率	#DIV/0!	#DIV/0!
		被爆者数	介護手当数	被爆者数	介護手当数	被爆者数	介護手当数			
1993年	H5年	52,851	553	0.0105	100,188	945	0.0094	153,039	1498	0.0098
1994年	H6年	51,844	521	0.0100	98,473	1,011	0.0103	150,317	1532	0.0102
1995年	H7年	50,766	515	0.0101	96,929	1,257	0.0130	147,695	1772	0.0120
1996年	H8年	49,630	521	0.0105	95,260	1,168	0.0123	144,890	1689	0.0117
1997年	H9年	48,577	511	0.0105	93,637	1,246	0.0133	142,214	1757	0.0124
1998年	H10年	47,173	464	0.0098	91,940	1,262	0.0137	139,113	1726	0.0124
1999年	H11年	45,451	432	0.0095	90,184	1,254	0.0139	135,635	1686	0.0124
2000年	H12年	44,367	413	0.0093	88,592	1,131	0.0128	132,959	1544	0.0116
2001年	H13年	43,246	404	0.0093	86,779	1,146	0.0132	130,025	1550	0.0119
2002年	H14年	41,995	384	0.0091	85,065	1,222	0.0144	127,060	1606	0.0126
2003年	H15年	40,739	340	0.0083	83,732	1,327	0.0158	124,471	1667	0.0134
2004年	H16年	39,427	292	0.0074	81,649	1,246	0.0153	121,076	1538	0.0127
2005年	H17年	37,381	240	0.0064	80,509	1,167	0.0145	117,890	1407	0.0119
2006年	H18年	35,987	234	0.0065	78,111	1,324	0.0170	114,098	1558	0.0137
2007年	H19年	34,561	151	0.0044	75,642	1,211	0.0160	110,203	1362	0.0124
2008年	H20年	33,027	178	0.0054	73,388	1,174	0.0160	106,415	1352	0.0127
2009年	H21年	31,619	165	0.0052	71,194	1,177	0.0165	102,813	1342	0.0131
2010年	H22年	30,498	130	0.0043	68,886	1,214	0.0176	99,384	1344	0.0135
2011年	H23年	28,926	105	0.0036	66,660	1,135	0.0170	95,586	1240	0.0130
2012年	H24年	27,388	106	0.0039	64,302	1,128	0.0175	91,690	1234	0.0135
2013年	H25年	25,954	117	0.0045	61,666	1,074	0.0174	87,620	1191	0.0136
2014年	H26年	24,434	84	0.0034	58,933	1,010	0.0171	83,367	1094	0.0131
2015年	H27年	22,818	61	0.0027	56,174	1,002	0.0178	78,992	1063	0.0135
2016年	H28年	21,286	106	0.0050	53,340	743	0.0139	74,626	849	0.0114
2017年	H29年	19,836	97	0.0049	50,384	703	0.0140	70,220	800	0.0114
2018年	H30年	18,393	67	0.0036	47,632	707	0.0148	66,025	774	0.0117
2019年	R元年			#DIV/0!			#DIV/0!	0	0	#DIV/0!

広島県の実爆被爆者援護事業のご案内

- ・原爆被爆者の援護について、これだけはぜひ知っておいていただきたいことを簡単にまとめました。
- ・手続きの方法など詳しいことについては、市町役場または県庁被爆者支援課にお問い合わせください。また、広島県ホームページにも、原爆被爆者援護事業について掲載しております。
- ・なお、広島市長など広島県知事以外から被爆者健康手帳の交付を受けている人は、交付を受けた都道府県、広島市または長崎市にお問い合わせください。

《被爆者健康手帳（A5版）の見本》

（表紙）

公費負担者番号：19346014	
公費負担医療の受給者番号	
被爆者健康手帳	
ふりがな	男
氏名	女

（1ページ目）

公費負担者番号：19346014	・交付元を確認。
公費負担医療の受給者番号	
広島県知事 	
氏名（男・女）、生年月日	
被爆時の年齢	
居住地（現在地）	
交付年月日	

1 被爆者健康手帳は大切に保管しましょう

被爆者健康手帳は、原子爆弾による被爆者であることを示す一種の証明書であるとともに、健康状況を記録しておく非常に大切なものです。

住所を変更したときは、必ず、新住所地の市町役場に手帳を持参し手続きをしてください。その届出がないと、健康診断の通知や諸手当の送金その他の連絡ができなくなります。

また、手帳をなくしたり、あるいは汚れたり、破れたりしたときは、再交付を受けられますので、市町役場の原爆担当課で手続きをしてください。

2 健康診断を受診しましょう

健康を守るためには、疾病を早く発見し、早く治療することが大切です。被爆者健康診断をできるだけ受けるようにしましょう。

健康診断は、「定期」と「希望」をそれぞれ年2回ずつ受けることができます。「希望」2回のうち1回は、「がん検診」に代えて受けることができます。

健康診断の結果、精密検査を受けるようにいわれた方は、すぐ受けましょう。

定期健康診断	年2回、市町役場が通知した日時・場所で受けられます。
希望健康診断	定期健康診断のほかに、受診者の都合のよいとき、県が委託している病院等で年2回受けられます。
がん検診	受診者の希望により、年1回受けられます。県が委託している病院等へ、電話等で受診日・受診項目についてあらかじめ申し込んでください。検診項目は、胃がん・肺がん・乳がん・子宮がん・大腸がん・多発性骨髄腫の6項目です。

3 医療費が助成されます

被爆者健康手帳を病院等に提示することで、医療費については、自己負担分を支払わないで治療を受けることができます（ただし、保険診療対象外の差額ベッド料、診断書料等は自己負担となります）。

手帳を忘れた等の理由で提示できなかった場合、また県外等で手帳を提示しても料金を請求された場合等は、いったんその医療機関に料金を支払い、市町役場に払い戻しの申請をしてください。

なお、申請には領収書（原本）と診療報酬明細書（写し）が必要となります。

後日、申し出のあった金融機関の口座に振り込みます。

4 介護保険サービスに対する助成があります

原爆被爆者が、介護保険サービスを利用した場合、次の公費負担制度があります。
手続きなどの詳しいことは、県庁被爆者支援課へお問い合わせください。

① 介護保険サービスに対する利用料助成【福祉系】

対象サービス			支給対象経費
介護給付	居宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）【所得制限あり※】	介護保険サービスに要した保険給付対象費用の利用者負担（1割～3割）に相当する額
		通所介護（デイサービス）	
		短期入所生活介護（ショートステイ）	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
		認知症対応型通所介護	
		小規模多機能型居宅介護	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
		地域密着型通所介護	
	施設サービス	介護老人福祉施設	
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）【所得制限あり※】	
		介護予防通所介護（デイサービス）	
		介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
		介護予防小規模多機能型居宅介護	
介護予防・日常生活	訪問型サービス	第1号訪問事業【所得制限あり※】	
	通所型サービス	第1号通所事業	

※ 生計中心者が所得税を課せられていない世帯に属する人が対象となります。
（利用方法）

- 被爆者健康手帳及び介護保険被保険者証をサービス事業者に提示してください。
ただし、訪問介護、介護予防訪問介護、第1号訪問事業については、「被爆者訪問介護利用助成受給者証」または、「訪問介護利用者負担額減額認定証」の提示も必要となります。
- なお、利用者負担金を支払った場合は、後で払い戻しを受けることができます。

② 介護保険サービスに対する公費負担【医療系】

対象サービス			支給対象経費
介護給付	居宅サービス	訪問看護	介護保険サービスに要した保険給付対象費用の利用者負担（1割～3割）に相当する額
		訪問リハビリテーション	
		居宅療養管理指導	
		通所リハビリテーション	
		短期入所療養介護	
	施設サービス	介護老人保健施設	
		介護療養型医療施設	
		介護医療院	
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問看護	
		介護予防訪問リハビリテーション	
		介護予防居宅療養管理指導	
		介護予防通所リハビリテーション	
		介護予防短期入所療養介護	

（利用方法）

- ・ 被爆者健康手帳及び介護保険被保険者証をサービス事業者に提示してください。
- ・ なお、利用者負担金を支払った場合は、後で払い戻しを受けることができます。

（注）福祉用具貸与・購入費の補助

介護保険法に定める福祉用具貸与・購入費利用者のうち住民税非課税世帯の方に、利用者負担額の2分の1相当額（年1回2万円を限度）を補助する制度があります。

【（公財）広島原爆障害対策協議会 電話：082-243-2451】にお問い合わせください。

5 被爆者手当が支給されます

原爆被爆者手当は、被爆者の福祉に役立てるため、国の制度に基づき、毎月支給されているものです。手当の種類および額は、次のとおりです。

手当等の種類	手 当 等 を 受 け ら れ る 人	手当等の金額
① 健康管理手当	次の11の病気のいずれかにかかっている人（ただし、原爆の放射能の影響によるものでないことが明らかなものを除きます） 1 造血機能障害（貧血症、鉄欠乏性貧血など） 2 肝臓機能障害（慢性肝炎、肝硬変など） 3 細胞増殖機能障害（悪性新生物など） 4 内分泌腺機能障害（糖尿病、甲状腺機能低下症など） 5 脳血管障害（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞など） 6 循環器機能障害（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など） 7 腎臓機能障害（慢性腎炎、慢性腎不全、ネフローゼ症候群など） 8 水晶体混濁による視機能障害（白内障） 9 呼吸器機能障害（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など） 10 運動器機能障害（変形性脊椎症、変形性関節症、骨粗しょう症など） 11 潰瘍による消化器機能障害（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）	月 34,770 円
② 保健手当	爆心地から2 km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	月 17,440 円
	上記の人で、原爆が原因で身体上に一定の障害や傷痕等（ケロイド）のある人や70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	月 34,770 円
③ 原爆症認定申請	被爆者の負傷又は疾病が原子爆弾の放射線による傷害作用に起因し、現に医療を要する状態にある人が認定	—
④ 医療特別手当	原爆が原因でなった傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人（認定被爆者）	月 141,360 円
⑤ 特別手当	原爆が原因で傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその傷病が治った人	月 52,200 円
⑥ 介護手当	費用介護 原爆の影響による精神上又は身体上の障害のために、費用を支出し介護を受けている人 〔 重度：身障手帳1級及び2級の一部程度 中度：身障手帳2級の一部及び3級程度 〕 ※介護保険における要介護度とは異なります。	(重度) 月 105,460 円 以内 (中度) 月 70,300 円 以内
	家族介護 原爆の影響による重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出しないで家族等の介護を受けている人	月 22,190 円
⑦ 原子爆弾小頭症手当	原爆の放射能が原因で小頭症状態にある人	月 48,650 円
⑧ 葬祭料	被爆者が死亡されたときにその葬祭を行った人（ただし、原爆の放射能の影響によるものでないことが明らかなものを除きます）	209,000 円

(注1) ①、②、④、⑤は併給されません。

(注2) ⑥は、介護を受けている被爆者本人が申請人となります。また、特別障害者手当とは併給調整されます。

(注3) ⑥のうち、「費用介護」については、上記の上限額を超えて費用を支出された場合には、介護手当付加金（「6 県の制度をご活用ください」の表中⑤）の支給対象となります。

(注4) 金額は、平成31年4月からの支給額です。なお、⑧葬祭料の金額は、令和元年10月1日からの支給額です。

6 県の制度をご活用ください

県独自の制度として、次の手当や助成金を支給しています。

① 手当等の支給

(平成31年4月1日現在)

制 度 の 名 称	制 度 に あ て は ま る 人	手 当 等 の 金 額
① 特別検査受診促進手当	爆心地から半径1キロメートル以内で被爆し、精密検査を受けるため、指定医療機関に入院した人	1日500円(1,000円を限度とする)
② 認定被爆者通院交通費	医療特別手当受給者で、厚生労働大臣の認定を受けた傷病の治療のため、交通費を支出して指定医療機関に通院した人	交通費(鉄道賃、船賃及びバス賃)の実費
③ 被爆身体障害者福祉手当	原爆により身体障害者となられた人、かなりケロイドのある人(国の制度による各種手当を受給していない人)	月17,440円
④ 被爆者特別福祉手当	国の制度による医療特別手当又は特別手当の受給者のうち、生活保護法の適用を受けている人	月4,000円
⑤ 介護手当付加金	国の制度による介護手当の受給額を超える介護費用を支払った人	月43,800円以内
⑥ 認定被爆者死亡弔慰金	認定被爆者が死亡された時にその葬祭を行った人	10,000円
⑦ 被爆者訪問介護利用助成金	介護保険の訪問介護を利用した人で、属する世帯の生計中心者が所得税非課税の人	1～3割自己負担額
⑧ 被爆者通所介護利用助成金	介護保険の通所介護を利用した人	1～3割自己負担額
⑨ 被爆者短期入所生活介護等利用助成金	(1) 介護保険の短期入所生活介護を利用した人 (2) 市町が実施する短期入所生活介護事業等を利用し、その経費を負担した人	1～3割自己負担額 利用料
⑩ 被爆者小規模多機能型居宅介護等利用助成金	介護保険の小規模多機能型居宅介護を利用した人	1～3割自己負担額
⑪ 被爆者定期巡回・随時対応型居宅介護等利用助成金	介護保険の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した人	1～3割自己負担額
⑫ 被爆者複合型サービス(看護小規模多機能型居宅型介護)利用助成金	介護保険の複合型サービス(看護小規模多機能型居宅型介護)を利用した人	1～3割自己負担額
⑬ 被爆者介護老人福祉施設等利用助成金	(1) 介護老人福祉施設に入所している人 (2) 養護老人ホームに入所して、費用を負担している人	1～3割自己負担額 費用徴収額
⑭ 被爆者療養保養事業	(1) 県の指定する療養保養施設を利用する人 ※指定施設は「9 被爆者療養保養事業で県の指定する療養保養施設」に掲載 (2) 神田山荘を利用する人	休憩: 1人1回 250円以内 宿泊: 1人1泊 500円以内 (あわせて 年1,500円を限度) 休憩: 1人1回 250円

② その他

名 称	事 業 内 容
① 被爆者相談	被爆者に適切な助言、指導を行い、被爆者の健康の保持及び福祉の向上を図る
② 原爆養護ホームにおける通所介護（デイサービス）	原爆養護ホーム（舟入むつみ園）において、体が虚弱等のため日常生活を営むのに支障がある被爆者を通所させ、機能訓練や入浴・給食などのサービスを提供する。
③ 原爆養護ホームにおける短期入所生活介護（ショートステイ）	原爆養護ホーム（舟入むつみ園及び倉掛のぞみ園）において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった被爆者を短期間入所させ、必要な養護を行う。
④ 原爆養護ホームにおける養護	原爆養護ホーム（舟入むつみ園、神田山やすらぎ園及び倉掛のぞみ園）において、居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者の養護を行う。

7 その他の援護事業もご利用ください

① 原爆養護ホーム

原爆養護ホームは、家族等からの世話を受けることができない被爆者のために設けられた施設です。入所等については、県庁被爆者支援課にお問合わせください。

施設名	所在地	定員
舟入むつみ園	広島市中区舟入幸町 14-11 ☎082-291-1555	一般養護 100 名
神田山やすらぎ園	広島市東区牛田新町一丁目 18-2 ☎082-223-1390	特別養護 100 名
倉掛のぞみ園	広島市安佐北区倉掛三丁目 50-1 ☎082-845-5025	特別養護 300 名

② 広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）

神田山荘にはクアハウス棟が併設されており、運動と温泉入浴と休養を組み合わせた効率的な健康づくりを行うことができます。お気軽にご利用ください。

広島市東区牛田新町一丁目 16-1 ☎082-228-7311

③ 県営住宅の入居

県営住宅の入居申し込みをする場合、原爆被爆者世帯については当選率が優遇される制度があります。くわしくは県庁住宅課、東部建設事務所、北部建設事務所へお問い合わせください。

- ・県庁住宅課住宅管理グループ：082（513）4171
- ・東部建設事務所：（084）921-1311（代表）
- ・北部建設事務所：（0824）63-5181（代表）

④ 被爆二世の健康診断

被爆二世の方の健康管理に役立てていただくために、毎年6月から翌年2月までの間、健康診断を受けることができます。

ご家族に被爆二世の方がおられる場合は、できるだけ受診されるようお勧めください。市町役場などに備え付けてある専用ハガキに、受診医療機関及び希望日などを記入し、お申込みください（受診医療機関はリーフレット等でご確認ください）。広島県のホームページから電子申請によっても、申し込みできます。くわしくは、県庁被爆者支援課へお問い合わせください。

8 被爆者療養保養事業で県の指定する療養保養施設

療養保養施設を利用させる場合は、必ず広島県発行の被爆者健康手帳を持参してください。

★印は休憩利用の場合にも予約が必要です。

(令和元年7月1日現在)

		施設名	住所	電話番号	利用内容	債権者名(施設経営者)
1		やすらぎの館	呉市蒲刈町大浦 7605	(0823) 66-1126	休憩利用のみ	株式会社 県民の浜蒲刈
		輝きの館	呉市蒲刈町大浦 7605	(0823) 66-1177	宿泊利用のみ	
2		かんぼの宿竹原 (現在休業中)	竹原市西野町 442-2	(0846) 29-0141	休憩・宿泊	かんぼの宿 竹原
3	★	休暇村大久野島	竹原市忠海町 5476-4	(0846) 26-0321	休憩・宿泊	一般財団法人 休暇村協会
4	★	ホテルいんのしま	尾道市因島土生町 平木 288	(08452) 2-4661	休憩・宿泊	株式会社 因島観光開発
5	★	おおあさ鳴滝 露天温泉	山県郡北広島町大 朝 5111	(0826) 82-3773	休憩・宿泊	三川運輸 株式会社
6		みろくの里東館	福山市沼隈町中山 南 26-1	(084) 988-0003	宿泊利用のみ	ツネイシヒューマン サービス株式会社
7		養老温泉本館	尾道市美ノ郷町三 成 2502-1	(0848) 48-1411	休憩・宿泊	養老開発 有限会社
8		君田温泉・森の泉	三次市君田町泉吉 田 311-3	(0824) 53-7021	休憩・宿泊	株式会社 君田トエンティワン
9		クアハウス湯の山	広島市佐伯区湯来 町大字和田 443	(0829) 83-1198	休憩利用のみ	公益財団法人 広島市スポーツ協会
10		芸北オーク ガーデン	山県郡北広島町細 見 145-104	(0826) 35-1230	休憩・宿泊	株式会社 芸北プラモーション
11		光信寺の湯 ゆっくら	神石郡神石高原町 光信 58-1	(0847) 85-4000	休憩・宿泊	神石高原リゾート 株式会社
12		ホテルグランディ ア福山 SPARESORT	福山市沖野上町 5-27-11	(084) 922-5511	休憩・宿泊	ルートインジャパン㈱
13		宮浜グランド ホテル	廿日市市宮浜温泉 2-5-4	(0829) 55-2255	休憩・宿泊	宮浜観光株式会社
14		かんぼの郷庄原	庄原市新庄町 281-1	(0824) 73-1800	休憩・宿泊	株式会社 サンヒルズ庄原
15		ホテルエリアワン 広島ウイング	東広島市河内 町入野 11296-72	(082) 437-1234	休憩・宿泊	エリアワンエンター プライズ株式会社

9 お問い合わせ先一覧

ご不明な点は、お住まいの区域の担当部署にお問い合わせください。
(広島市以外の広島県内市町)

所 属	部 課 名	電話番号
呉 市	呉市保健所 保健総務課 医務グループ	0823-25-3534
竹 原 市	市民生活部 市民課 医療年金係	0846-22-7734
三 原 市	保健福祉部 社会福祉課 社会福祉係	0848-67-6058
尾 道 市	福祉保健部 社会福祉課 庶務係	0848-38-9123
福 山 市	保健福祉局 福祉部 福祉総務課 福祉担当	084-928-1045
府 中 市	健康福祉部 地域福祉課 しょうがい福祉係	0847-43-7148
三 次 市	市民部 市民課 保険年金係	0824-62-6134
庄 原 市	生活福祉部 保健医療課 医療予防係	0824-73-1155
大 竹 市	健康福祉部 保健医療課 健康増進係	0827-59-2153
東 広 島 市	健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係	082-420-0932
廿 日 市 市	福祉保健部 保険課 医療係	0829-30-9160
安芸高田市	福祉保健部 社会福祉課 社会福祉係	0826-42-5615
江 田 島 市	福祉保健部 保健医療課 医療保険係	0823-43-1639
府 中 町	福祉保健部 福祉課 地域福祉係	082-286-3162
海 田 町	福祉保健部 社会福祉課 社会福祉係	082-823-9207
熊 野 町	民生部 民生課 地域・障害者福祉グループ	082-820-5635
坂 町	民生部 保険健康課 保険健康係	082-820-1504
安芸太田町	福祉課	0826-25-0250
北 広 島 町	福祉課 地域福祉係	050-5812-1851
大崎上島町	保健衛生課 保健事業係	0846-62-0303
世 羅 町	健康保険課 健康増進係	0847-25-0134
神石高原町	保健課 健康係	0847-89-3366

広島県被爆者支援課

調整グループ	原爆養護ホームへの入所相談	082-513-3109
被爆者・毒ガス障害者手当グループ	手当に関する相談	082-513-3115
援護グループ	手帳、健康診断、医療費についての相談	082-513-3116

(広島市各区役所)

所 属		部 課 名	電話番号
広 島 市	中区	厚生部健康長寿課	082-504-2528
	東区	厚生部地域支えあい課	082-568-7729
	南区	厚生部健康長寿課	082-250-4108
	西区	厚生部健康長寿課	082-294-6235
	安佐南区	厚生部健康長寿課	082-831-4942
	安佐北区	厚生部健康長寿課	082-819-0586
	安芸区	厚生部健康長寿課	082-821-2809
	佐伯区	厚生部健康長寿課	082-943-9731

広島市

広島市役所 原爆被害対策部	援護課認定係	手帳についての相談	082-504-2193
	援護課援護係	各種手当等に関する相談	082-504-2194
		認定被爆者、健康診断、医療費についての相談	082-504-2195
	被爆者相談ダイヤル		082-504-2196

原爆被爆者の援護については、国の施策ですが、実際の事務手続きは被爆者健康手帳発行者である各都道府県知事、広島市長または長崎市長が行います。

今回、説明させていただきました内容についてのお問い合わせは、被爆者健康手帳発行元の都道府県、広島市または長崎市の担当課までお願いします。